12　指定された事業体は、任意に、優先郵便物の到着料率に十パーセントの割引率を適用した到着料率で、非優先郵便物を交換することができる。

13　目標制度に参加している国の指定された事業体の間で適用される規定は、目標制度に参加する旨の希望を表明する国であって、移行制度に参加しているものの指定された事業体について適用する。

郵便業務理事会は、この条約の施行規則において暫定的な措置を定めることができる。目標制度に関する全ての規定は、新たに目標制度に参加する国の指定された事業体であって、暫定的な措置を経ずに当該全ての規定を適用する旨の希望を表明するものについて適用することができる。

**第二十九条**　目標制度に参加している国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1　通常郵便物（大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、名宛国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。普遍的な業務の提供の一部である内国制度における優先郵便物に適用される料金は、到着料率の計算のための参考とする。

2　目標制度における到着料率は、第十七条5の規定に基づく大きさ（型）による郵便物の分類を内国業務において適用する場合には、当該分類を考慮して計算する。

3　目標制度に参加する指定された事業体は、この条約の施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された郵袋を交換する。

4　国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、この条約の施行規則に定めるところによる。

5　一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）と巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）とで異なるものとする。小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の料率は、それぞれ、二十グラムの小型郵便物（P）の料金及び百七十五グラムの大型郵便物（G）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）の七十パーセントを基礎として計算する。巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の料率は、三百七十五グラムの小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）を基礎として計算する。

6　郵便業務理事会は、型ごとに区分された郵袋の交換のため、料率の計算のために適用する条件並びに業務、統計及び決済に必要な手続を定める。

7　目標制度に参加した国の間の郵便物の流れについていずれの年において適用される料率も、小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）については三十七・六グラム、巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）については三百七十五グラムの通常郵便物に関し、前年と比較して十三パーセントを超える到着料に係る収入の増加をもたらすものであってはならない。

8　二千十年より前に目標制度に参加した国の間の小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

8.1　二千十八年については、一通当たり〇・三三一SDR及び重量一キログラムにつき二・五八五SDR

8.2　二千十九年については、一通当たり〇・三四一SDR及び重量一キログラムにつき二・六六三SDR

8.3　二千二十年については、一通当たり〇・三五一SDR及び重量一キログラムにつき二・七四三SDR

8.4　二千二十一年については、一通当たり〇・三六二SDR及び重量一キログラムにつき二・八二五SDR

9　二千十年より前に目標制度に参加した国の間の巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

9.1　二千十八年については、一通当たり〇・七〇五SDR及び重量一キログラムにつき一・五八四SDR

9.2　二千十九年については、一通当たり〇・七二六SDR及び重量一キログラムにつき一・六三二SDR

9.3　二千二十年については、一通当たり〇・七四八SDR及び重量一キログラムにつき一・六八一SDR

9.4　二千二十一年については、一通当たり〇・七七〇SDR及び重量一キログラムにつき一・七三一SDR

10　二千十年より前に若しくは同年若しくは二千十二年の時点において目標制度に参加した国又は二千十六年以降に目標制度に参加する国の間の小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであってはならない。

10.1　二千十八年については、一通当たり〇・二二七SDR及び重量一キログラムにつき一・七七四SDR

10.2　二千十九年については、一通当たり〇・二三三SDR及び重量一キログラムにつき一・八二四SDR

10.3　二千二十年については、一通当たり〇・二四〇SDR及び重量一キログラムにつき一・八七五SDR

10.4　二千二十一年については、一通当たり〇・二四七SDR及び重量一キログラムにつき一・九二八SDR

11　二千十年より前に若しくは同年若しくは二千十二年の時点において目標制度に参加した国又は二千十六年以降に目標制度に参加する国の間の巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであってはならない。

11.1　二千十八年については、一通当たり〇・四八五SDR及び重量一キログラムにつき一・〇八九SDR

11.2　二千十九年については、一通当たり〇・四九八SDR及び重量一キログラムにつき一・一二〇SDR

11.3　二千二十年については、一通当たり〇・五一二SDR及び重量一キログラムにつき一・一五一SDR

11.4　二千二十一年については、一通当たり〇・五二六SDR及び重量一キログラムにつき一・一八三SDR

12　二千十年及び二千十二年の時点において目標制度に参加した国の間並びにこのような国と二千十年より前に目標制度に参加した国との間の小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

12.1　二千十八年については、一通当たり〇・二六四SDR及び重量一キログラムにつき二・〇六四SDR

12.2　二千十九年については、一通当たり〇・二八〇SDR及び重量一キログラムにつき二・一八八SDR